



Q

レストランを
経営していま
す。人手不足なので学
生アルバイトを雇っ
て考えていますが、
時給はいくら以上とし
なければいけません
か。

A

鳥取県最低賃
金は今年10月6
日から、時間額738
円に改正されました。
これは県内の事業場で
働くすべての労働者に
支払われる賃金(賞
与など)⑥臨時に支払
われる賃金(結婚手当
など)①は算入しませ
ん。

適用されます。学生ア
ルバイト、パートなど
の働き方や年齢にかか
わらず時間額738円
以上としてください。

なお、最低賃金額以
上になっているか確認
する場合には①精皆勤
手当、通勤手当、家族
手当②所定労働時間を
超える時間の労働に対
する賃金(時間外割増
賃金など)③所定労働
日以外の日の労働に対
する賃金(休日割増賃
金など)④午後10時か
ら午前5時までの間の
労働に対する賃金(深
夜割増賃金など)⑤1
カ月を超える期間ごと
に支払われる賃金(賞

鳥取県最低賃金は時間額738円に改正

**鳥取県
最低賃金**
時間額
738円に!

いらっしゃいませー



また、最低賃金引き
上げに関する中小企業
・小規模事業者への支
援策として「業務改善
助成金」の制度があり
ます。詳しくは鳥取労働局
に問い合わせしてくださ
い。

鳥取労働局労働基準部賃金室(最低賃金) 電話 0857-29-1705
雇用環境・均等室(業務改善助成金) 電話 0857-29-1701